

#### 第4回「暴力の根絶」プロジェクト会議 議事録

日時： 平成 25 年 5 月 20 日（月） 18：00～20：10

場所： 講道館新館 2 階「教室」

出席者： 【リーダー】 山下 泰裕

【サブリーダー】 宇野 博昌

【有識者】 菊 幸一 宮嶋 泰子 寒川 恒夫

【メンバー】 大作 晃弘 北田 典子 小志田憲一 落合 俊保

本橋 順二 宮澤 秀志 吉見 浩二 栗原 孝至

松井 勲 遠藤 義安

【事務局】 竹村 誠司 菅原 桃子（議事録担当）

欠席者： 友添 秀則

司会進行： 宇野副リーダー

初めに、宇野副リーダーより、本日の資料の確認があった。また、既にメンバーにはメール等で配信済みの第3回議事録（案）の内容についての確認があり、承認された。

「暴力根絶に向けて（案）」について、メンバーから修正案を募った。まず、具体的提案ではなく、「暴力根絶に向けて（案）」の各項目に対する以下の意見があった。

- 「Ⅲ暴力がおきた場合の処分」についてのコメントで、処分の根拠規程は、競技者規程第7条にあるが、この他に、登録規程第18条にも以下の登録の抹消という規定がある。

「（登録の取消し）

第18条 本連盟は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の登録を取消することができる。

（1）虚偽の申請に基づき登録したとき。

（2）本連盟の定款細則、競技者規程等の定め、その他会員としての義務に違反する行為をしたとき。

（3）その他本連盟の名誉を傷つける行為をしたとき。」

これらの処分権限は、いずれも全柔連にある。特に、競技者規程第7条

は、同第8条において「前条の規程による処分は、総務委員会が起案し、理事会で決定する。」と記載されており、仮に下部団体等に移譲する場合は、個々の事案について、現在の規程を前提とする限り、理事会の承認が必要となる。あるいは、この規程に新たな条項を付加して、「個別の暴力事案については、その暴力が発生した地域を管轄す

る下部団体が決定する。」等の補充手続規程が必要になるかと思う。

一般論としていえば、下部団体に権限を移譲する場合、「地の利」の点から当該事案の把握、調査が迅速に行われ、当事者に便宜であるという一面があるが、他面、指導者及び下部団体側が馴れ合いにより判断し、指導者等に甘く処分されるというデメリットもあると思う。しかし、その場合は、恐らく被害者が黙っておらず、全柔連や他の機関に申立てることが考えられる。

全柔連が一括して判断する場合、下部団体よりも、中立的、公平一律な判断が期待できるというメリットがあるが、他面、当該暴力事案の事実関係の把握、調査にかかる人的、経済的負担が大きくなるというマイナス面もある。全国の柔道に関連した暴力事案を一手に全柔連で対応することは、実務上、過大の負担となり困難かと思う。

これらを鑑み、どちらか一方に事実調査、処分権限を付与するのは妥当かと思う。

従って、草案にも触れてあるように基本的に暴力事案についての事実調査は下部団体に委託することとし、処分する前に全柔連への報告を義務付けたり、仮に被害者からの異議や全柔連が不当と判断した場合、全柔連が自ら事実調査や処分をするということも1つの方法と考える。

今回の提言では、時間的な制約もあり、どのような制度が適正なのかという微妙かつ複雑な利益較量を必要とし、又、手続規程の改正も必要となってくる。従って、一応の方向性、例えば暴力事案に限定して全柔連が下部団体に、事案の判断及び処分権限を移譲するという大まかな方向性だけ示し、より具体的な内容については、総務委員会、理事会等で協議して決定するというレベルでもやむを得ないのではないかと考える。大事なことは、全柔連及び下部団体が一体となり、共働して意識的に、暴力追放活動を実施運営していくという意識を醸成していくこと、及びその為の制度設計が必要であると考える。

その意味で、下部団体に一定の権限を移譲することは、大変意義のあることだと思ふ。

但し、公平な判断の為にも、下部団体の暴力に関しての情報を全柔連で一括管理することは大変重要であると思ふ。下部団体に権限を移譲する場合、事前、事後に当該事案の内容及び調査内容、処分結果等を必ず全柔連に報告する義務を課すべきだと思ふ。

「医療機関にかからなければならない事案は全柔連で対応する」とした場合、今回の提言案のように全柔連が対応する暴力案件と下部団体が対応する暴力案件の振り分けの基準が問題となる。例えば当該事案について、原則、一括して下部団体へ事実認定、調査、処分の権限を移譲する方法もあるし、草案のように全柔連と下部団体が一定の基準の下に適宜、当該暴力事案について振り分けをして事実認定、処分を決定する等の方法があると思ふ。

その方法として、既に出された案のように、医療機関にかかるか否かという区別もあるが、「当該暴力行為の程度、態様、被害の程度、当事者の意思等を考慮して、全柔連と下部団体が、協議していずれの団体が判断、処分するか決定する。」という柔軟性を

持った仕分けも考えられると思う。

登録抹消に関しては、全柔連の専権事項と考えられるため、下部団体への移譲は困難かと思う。

下部団体に暴力案件の処分を移譲し、一旦、下部団体が下した処分に加えて、全柔連がその判断を不当であると考えた場合、別に処罰するという事は、1つの暴力行為に対し、二重に処分することとなり、問題が生じると思う。刑事訴訟法では、一事不再理の原則があり、禁止されている。その防止の為の方法として、下部団体の処分前に全柔連に事案内容、処分案を報告させ、事前に全柔連の了解を得るという手続方法もあるかと思う。

- 要約すると、下部団体に権限を委譲することは問題ないが、報告は必ず義務付ける。また、トラブルが生じることを防ぐためにも、事前に相談させるべきであるとのことであった。下部団体に権限を委譲した場合、処分のスピードが求められる。しかし、全柔連に処分の相談をした場合、現在の全柔連組織では、総務委員会が起案し、理事会で承認することとなるため、スピードダウンが懸念される。そこで、重大なものと軽微なものとを区分する必要があると思う。例えば、軽微なものは暴力対策推進室（仮名）の室長が即座に判断する。重大なものは理事会に諮る等、メリハリが大事なのではないかと思う。
- 処分案を先に提示するというのはどうか。
- 下部団体が処分を下す前に全柔連に報告をさせた方が、その後に全柔連が更に重い処分や訂正等を行うことがないと思う。スピーディではないということであれば省いてもらって構わない。
- 情報を集中させるために、対策室を設ける必要があるとの意見を他の委員からも出ているため、対策室室長が下部団体の意見を聞いて判断をするのが良いのではないかと思う。現在の組織体系では、理事会で毎回諮るのは現実的ではない。総務委員会との関係も非常に重要と考える。
- 文章は読む人によって受け止め方が大きく異なってくる。大会等であれば、その場で処分をした方が効果的ではないかと思う。文章で報告されると、読む人の捉え方により、事実が異なってしまい、判断を下す人も大変かと思う。現場での処分が行われることにより「暴力は絶対に許されないこと」という認識を広められるかと思う。
- 口頭による注意、文書による戒告については下部団体でもすぐに処分できるが、会員

登録の停止に関しては全柔連の判断がないと下部団体だけでは処分ができない。その仕分けをしなければならないと思う。

- その件については、処分に関するワーキンググループでも意見が出ており、全くその通りである。
- 軽微なものと重大なものの判断が非常に難しく、今までの意見を聞いていて、口頭による注意、文書による戒告と登録停止の間で線引きをするのが良いのではないかと思う。
- 重大でない場合、1 回目は「口頭による注意」。それを繰り返した場合、2 回目は「文書による戒告」とした方が、現場が迷わないのではないかと思う。現場で判断できないと思った場合にのみ全柔連に上げてもらう方が現場の混乱を最小限に留めることができると思う。口頭による注意でも、記録に残るため、受けた側にはかなりのショックになるはずだと思う。
- 現場で行った口頭による注意、文書による戒告処分についても処分後に全柔連に報告されるという認識でよいか。
- その通りである。全柔連として全てを把握しておく必要がある。何度も繰り返す人は少ないと思うが、記録しておかなければならない。軽微でも 3 回目には確実に資格停止となる。毎月、都道府県から報告をしてもらい、それを都道府県へ報告することで、都道府県も以後の処分判断が行いやすくなるのではないかと考える。
- 処分は加算されるとのことであるが、どこかでしっかりデータ管理しなければならない。地方でしっかり管理できれば良いが、全て全柔連に問い合わせされては大変ではないかと思う。
- 大仕事ではあるが重要な事である。片手間ではできないので集中的に管理をする責任を持った組織を作る必要がある。委員の皆さんからいただいた意見にも組織の必要性が書かれており、何らかの組織作りが必要という認識は皆さん同じ意見かと思う。
- 処分基準を一度決めたからといって、それが基準の決定ではない。何度か繰り返す事で、多方面の意見を聞き、随時見直していきたいと思っている。

次に、「暴力の根絶に向けて（案）」の具体的文言に対する、各委員より提出された修正

案について、資料に基づき、説明があった。

資料中、意見 1 の説明があり、以下の補足があった。

- 処分の中で、「名誉の回復」という項目を設けた。これは、軽微なものは累積するという話が出ているが、自動車免許証の交通違反でも数年で点数の回復があるのに倣って、今後で構わないので、回復についての検討をしていきたいと思う。
- 意見 1 で提案があったグッズの作成については予算の問題もあるが、イメージするのも難しいと思う。
- ポスターと連携して何か作ることができないかと思っている。
- ポスターのデザインが上手くいけば、グッズとの関係も図れるかもしれないので今後検討したい。
- 本プロジェクトの提案が理事会承認を受け、9月から動きはじめ、柔道界全体での認識がなされ、その流れの中で既存の専門委員会に現在各委員から出されているいろいろな案を引き渡して実行に移してもらおうと思っている。今すぐに実行できなくても、今後できること、やらなくてはならないことを各委員の案として蓄積しておきたい。

資料中、意見 2 の説明があり、以下の補足があった。

- ロードマップに「暴力根絶に向けた指導者育成カリキュラムの開発と実施」を加えた。指導者育成カリキュラムに関しても検討する必要があると思う。今後、一区切りついたところで開発、実施、評価していく必要があるのではないかと思う。先日全柔連が行った指導者講習会に参加したが、このような場で指導者に対し暴力根絶の講義を行うことも重要であると感じた。

資料中、意見 3 の説明があり、以下の補足があった。

- 暴力の対象としては、可能性のあるものをなるべく多く網羅すべきかと思う。暴力を行うのは、自分の感情をコントロールできていないからだ考える。
- 皆さんのコメントを取捨選択しながら今後まとめていくことを考えている。多くのことを網羅すると言う意味では、いろいろなご意見を出してもらうのが良いと思う。そ

れにより、より良いものが出来上がると思っている。

資料中、意見4の説明があり、以下の補足があった。

- 柔道における暴力根絶活動が、後々にはスポーツ界の暴力根絶に繋がるものと思っている。「I 柔道及び柔道人のあるべき姿」に加えた文言はこのままでなくても構わないので、この内容に値する概念を加えていただきたい。
- セクシャルハラスメントに関しては、もう少し早い段階で触れた方が良いと思う。
- 可能であれば是非そうしていただきたい。
- ロードマップの中長期的対応に提案事項を入れることは非常に大事だと考える。6月の理事会で提出するロードマップ内に中長期的な計画を入れておくことで拘束力が生まれる。先延ばしにして10月以降の理事会に諮るなどと考えていても、追加では承認されにくいと思う。実際に細かい調整はこれからだとしても、今のうちにロードマップ入れておいた方が、今後進めやすくなると思う。
- 中長期的対応案について、ロードマップに具体的に線を引くとすると、どのようになるか。
- 全て他の委員会と協力して実行するものであり、各委員会のやり方もあるかと思う。相談しながら決めるべき内容だと思った。このため、具体的には記載しなかった。
- 本プロジェクトで短期的にやるべきことを6月までに決め、中長期的にやるべきことを10月までに明らかにし、他の委員会を中心とした活動を明確にしていくという三段階で示すのが良いかと思う。できれば、6月5日の専門委員長会議に出せるものを27日の会議でまとめたいと考えている。
- なぜ長期的対応まで書いたかという、他の委員会委員長に今後このようなことに取り組んでほしいということを訴えかけ、心の準備をしてもらうことが重要だと思ったため、書き込んだ。

資料中、意見5の説明があり、以下の補足があった。

- 前文は暴力根絶の意義、必然性等を述べるべく、重い文章になると思うが、それ以下

は全体的に単純に、分かりやすい言葉で書いた方が良いと思う。難しい言葉が並ぶと、残念ながら指導者の中では読む人が少ないのが現実である。この文章を誰に対して提示するかによるが、書き方は検討する必要があると思う。また、競技者規程の見直し、指導者規程の新規作成には早急に取り組むべきだと考える。

- III-1 (2) に登録停止期間が加えられているが、これはどういう意味か、ご説明いただきたい。
- 具体的に書いた方が効果的ではないかと思い、書き加えた。III-7に書き加えたところ、処分内容の画一化を図るためにも具体的に示すべきと考えた。

資料中、意見6の説明があり、以下の補足があった。

- 以前に“軽微”という言葉に異論が出たため“医療機関に関わる～”という表現に変えたが、この辺りの表現を決める必要がある。
- 全柔連の定款を再度確認したところ、第3条の「目的」には『もって国民の心身の健全な発達に寄与する』とい記載があり、暴力問題はこの目的から違反しているため対応しなければならない。『もって国民の心身の健全な発達に寄与する』為には、結果が軽微かどうかは本質的問題ではない。ただし、実際の対応上は必要だと判断する。重いか軽いかの判断は、本質的問題ではないということを我々が確認しておき、社会に対しても理解されるような表現を工夫すべきであると思う。
- 軽微かどうかは被害者の受け止め方にもより、総合的判断が必要となるため、それを定義すること自体が難しいのではないかと思う。
- ハラスメントの感じ方に関しても軽微か、重大かということの判断は個々のケースでバラバラとなると思う。
- 前文は、この問題を全柔連がどのように捉えているかを世間に伝えるためにも大事な部分だと考える。覚悟と決意を持って暴力根絶に取り組むのだという雰囲気がにじみ出る前文としたいと思う。各委員がご提案いただいた中でも厳しい文言があったので、これらを含めていくのが良いと思う。柔道関係者の中でも第三者委員会からの報告、提言がどのような内容かを知らない人もいるため、周知させるためにも、提案いただいたように簡単に内容を入れるのが良いと思う。委員全員の意見は基本的には共有していきたいと思っているが、文章化する上では「簡潔、明朗、分かりやすく」という

考え方を大事にしたいため、全体の文量に関しても、4ページが限度ではないかと考える。ページ数が増えると、とくに暴力指導をする傾向にある指導者は、読む気力が萎えてしまうと思われる。全ての関係者が読んで、共通理解をしてもらいたい。

- 前文は、皆の意見をまとめて明記してもらえれば良いと思う。大会の場において暴力が起きた際に、スピーディに対応するという点に関して、我々は理解できるが、暴力を見ているが何も言えないこともある。通報があればいいが、通報がなければ発覚が遅れる。そのため、大会時に、暴力根絶委員のような人を派遣、又は組織を立ち上げ、いつでも「見られている」という心構えでいてもらったほうが良いのではないだろうか。現場に吸い上げることができる人がいるといいと思う。過去には「暴力的な人がいると部員が取り囲む」と聞いたこともある。
- 大会時に窓口を設けるというだけではなく、もう少し強い表現にしたほうが良いということではないか。
- 見つけ出して積極的に取り締まるというわけではないが、ただ待っているだけでもダメだと思う。
- 大会で設ける窓口について、開会式の挨拶時に説明したり、プログラム内に謳ったりすることができれば良いと思うが、大会での窓口にもう少し効力を持たせても確かに良いと思う。
- 大会会長の挨拶では暴力根絶、柔道の持つ教育的な価値や現在柔道界が置かれている状況などに触れていただき、プログラムにはポスター同様の内容を載せ、暴力根絶を訴えるのはもちろん、『全ての大会に暴力根絶の窓口を設置しています』といった表記もすべきかと思う。それにより、プログラムを持った人は誰でも通報できることとなる。不足や他意見があれば出してほしい。
- 大会の時に委員の誰かが持ち回りで出向いて監視員として見回るといえるのはどうか。抑止になるのではないかと思う。
- 選手の中には、トップクラスも含め、殴られずに育ってきている人も多い。そこまでしてしまうと、暴力を振るっていない人たちが「自分たちはそれほど信頼がないのか」と不満に思うのではないか。
- 当初より監視を付けるべきだと私は発言してきたが、大きな大会に関してはそういう

ことも大事ではないかと思う。吉見委員の意見の中に、役員が指導者へ行う暴力、役員が役員に行う暴力という部分があるが、それは実際に行われている。例えば、審判員に対する言葉の暴力という事実があった。また、役員の先輩・後輩間にて暴力というのはあると思う。そこをどうすべきか検討する必要がある。

- 審判委員会で何か対応すべきなのではと考える。他の競技ではイエローカードを出したりすると思う。審判というのは試合だけでなく、大会そのものを作り上げる一つの大きな要素であると思う。審判員に何か権限を与えても良いのではないかと思う。
- 実際色々な審判を経験してきたが、審判という立場を利用して、役員が役員に対しての暴力もなくすべきだと思う。
- ①前文に関して、全柔連が一連の問題について深く反省しており、決意と覚悟をもって取り組むという表現にし、第三者委員会からの意見を簡単にまとめて表記することによろしいか。②文量に関しては、これ以上増やさず、簡潔に宇野副リーダーにまとめてもらうということによろしいか。可能であれば水曜日までに宇野副リーダーに再度まとめてもらい、各委員へ発信を願いたい。そして再度各委員からの意見を募集する。ロードマップを含めて次回には完成させる方針でいきたいと考える。理事会で承認されたら、都道府県代表（評議員会）の前で我々が説明することとなる。

①□②について、満場一致で承認された。

- 指導者が生徒を殴った場面を目撃し、第三者から通報があったとする。指導者本人に確認し、本人は認めたが、被害者の生徒は、そのような事実は無いと否定をした。というケースが現実的に考えられるのではないかと思う。このような場合にどう対応をするのか、ここで一度議論しておくべきだと思う。私の意見としては、殴られた人が否定をしても、指導者が事実を認めたら基本的には処分をすべきだと思う。そうしないと被害を訴えた側の人間が辛い立場に追いやられてしまう恐れがある。柔道界は指導者に絶対服従といった雰囲気があるため、否定する被害者も出てくると予想される。それに対する意見をいただきたい。
- 複数の人が現場を見ていれば、証拠として成立する。複数の人が見ていたら処分確定で良いと思う。生徒が指導者を守ろうという行為は当然あると思う。しかし暴力は絶対にダメだということを生徒にも浸透させる必要がある。一人の目撃者であると、勘違いもあると思うので。

- しかし、第三者が目撃、通報し、本人も認めているのであれば、処分で良いと思う。
- 明らかに殴られたように見えたが、指導者も生徒も認めない場合にどうするかが問題である。
- 事実認定の問題であるため難しいことである。
- 私の認識では、柔道関係者の中で、目上の人から呼ばれ事実確認をされた場合、暴力を振るったことを認める人がほとんどではないか、否定する勇気は無いと思う。
- 意識の違いがあると思う。例えば、指導者が汚い言葉を使い、普通は生徒がショックを受けることを言ったとする。本人は無意識に行っているが、周りが見たら非常にひどい事を言っているというケースがある。さらに、生徒はいつものことだから関係ないと思っている。その場合の対応が非常に難しいと考える。
- 慎重にならざるを得ないのではないかと思う。実例として、口は悪いが、非常に熱心で心も温かいある指導者が、他人に対してひどいと思うことを言っているが、言われた人も全く傷ついていないということがあった。しかし、第三者がこの場を見た時には、3日とこの場には居たくないという感想を持ったとのことである。
- 殴るということは別として、私も以前にある学校で叱咤激励の言い方がひどいと感じたことがあった。しかし生徒は平気な顔して淡々と聞いている。
- 生徒は常日頃言われているから感覚が鈍っていると思う。常日頃から暴言、暴力はいけないことなのだという認識をさせることから始めなければならないと思う。社会の常識と照らし合わせてそれはいけないことだと認識させないと、話は進まないと思う。
- 暴言については重要な事ではあるが中長期的対応としたい。
- 多くの方に読んでもらうために4ページのシンプルなものにした場合、読んでもらって関心をもってもらい、様々な意見をもらえることが大事でなかろうかと思う。それから出てくる質問に関して一つ一つ解決していけば良いのではないかと思う。
- ガイドライン、具体的な事例を今後詰めていく必要があると思う。
- 大会時に監視員を付ける、役員が役員に振るう暴力ということに関しては、6月以降に

現場の意見を持ち寄って議論していきたいと思う。

- 暴力を限定的な対象の中で規定してしまうと問題があると思う。目につくところは即座に罰する、それを次第に暴言にも適用するなど、徐々に詰めていく必要があると考える。運用上とりあえずは目につく身体的な部分だけを対応するが、規定から非身体的な部分を取り除いて限定的にするのはまずいと思う。
- 全柔連の定款の「目的」の項目には「柔道の競技力の向上」について触れていない。日本オリンピック委員会（JOC）に加盟する団体として、誰が見ても国際オリンピック委員会（IOC）に繋がるスポーツ組織である。競技力向上を目指すとは謳った場合、競技力を高めるための適切な方法が必要となる。講道館の定款、目的とほとんど同じことが全柔連定款にも書かれている。定款の「目的」はその団体の規範となるもので、活動する上での基準となる。将来、正しい意味での「競技力向上」を全柔連として定款に謳うべきである。その中で、更に「暴力は排除する」という内容を入れていくべきである。オリンピックで金メダルを目指すということにも触れておらず、これが問題を複雑にしている、柔道は特別なのだと指導者にも思わせてしまっているのではないかと思う。講道館との違いを強調するのであれば、嘉納師範も柔道の競技化を容認しているのだから、競技としての柔道をどう構築していくかということから糸をつけていく方法もあるのではないかと思う。
- 柔道界ではなく、おそらく柔道競技界となっているのではないかと思う。他のスポーツは“〇〇競技”なのであるが、柔道は“柔道”と“競技”を分けて考えており、競技の分野を“競技界”と表現し、そこに競技力向上も含めて考えていると思う。確かに競技力向上という文言は入っていないが、柔道の競技に関する部分、競技力向上や競技者登録を増やすなどの事業を統括するとも読めるのではないかと思う。
- 大きなポイントとしては、全柔連諸規程の辻褄が合わないことが原因であると思われる。今は暴力に関して議論をしており、規程についての議論は現状難しいと思う。
- 今後、資料をまとめ、27日に最終ということで議論したいが、よろしいか。
- ロードマップについて、理事会に上げる前に事前にロードマップ掲載内容を周囲に訪ねてみてはどうか。
- 既に4月の臨時理事会、評議員会においてご意見をいただきたいとお願いをしている。6月の理事会、評議員会でも意見を求め、必要があればフィードバックするということ

でよろしいか。

- その対応で問題ない。
- 来週の会議は 19:30 からとなる。他プロジェクトの活動が見えないため、一度連携する必要があると意見を出し、27日 17:45 から行うこととなった。リーダー、副リーダー2名で出席し、執行部、他プロジェクトとのすり合わせを行うと共に我々の取り組みについて理解いただく予定である。このプロジェクトで議論された内容を皆さんの関係先へ伝達していただきたい。資料を作るエネルギーよりも、それを周囲へ伝えていくエネルギーの方がはるかに大きい。それぞれの関係団体の幹部の方々や周囲の方々へ、我々の議論内容を是非伝えて欲しいと思っている。
- ポスターの作成について、本日、電通に依頼をした。今週中に案を出してもらえることとなっている。次回の会議で数案を見ていただける予定である。6月5日の専門委員長会議をまずは通さないとポスター製作ができないため、急いで進めたい。

次回会議：平成 25 年 5 月 27 日（月）19:30～

講道館新館 2 階「教室」

以上